

# 明 細 書

件 名	
-----	--

品 名	規 格	数 量	単 位	単価額	支払予定額
				(単位:円)	(単位:円)
小 計					
消 費 税					
合 計					

**【特記事項】**

- (1) 市が物品の引渡しを受けた後、当該物品の種類、品質又は数量に関して明細書に適合しないものを発見した場合は、供給者の負担でこれを代品と交換する。
- (2) 供給者が(1)の交換に応じないとき、市は供給者の負担でこれを執行することができる。この場合、供給者に損害が及ぶことがあっても、市は、賠償の責めを負わない。
- (3) (1)の場合、市がその不適合を知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、市は、(1)の請求をすることができない。ただし、供給者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。